

林業分野における特定技能外国人材受け入れについて

R6.12.26 瑞浪市森林・林業懇談会

岐阜県東濃農林事務所説明資料

1. 林業分野における特定技能制度について

- ・相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する外国人を受け入れるにあたって、在留資格「特定技能1号」を付与するもの

2. 特定技能外国人に従事させることができる業務

- ・特定技能外国人が従事できる主たる業務

育林／素材生産／林業用種苗の育成（育苗）／原木生産を含む製炭作業

- ・その他、当該業務に従事する日本人が通常従事することになる関連業務に、特定技能外国人が付随的に従事することは差し支えない

3. 特定技能外国人の受け入れの要件

- ・特定技能外国人の認定には、①健康で18歳以上であること、②林業技能測定試験と日本語試験に合格していること が必要

- ・受け入れる側（特定技能所属機関）には、①林業特定技能協議会（後述）への加入、②（育林、素材生産の場合）認定事業主または意欲と能力ある林業経営体であること ③労働、社会保険、租税に関する法令順守 等が要件

4. 雇用形態・契約内容に関する要件

- ・特定技能 1 号での就労期間は通算 5 年が上限
- ・派遣による受入れは不可、直接雇用に限る
- ・フルタイムであること（仕事の掛け持ちやアルバイトは不可）

5. 特定技能協議会について

- ・特定技能外国人の受入れ期間は必ず協議会構成員になる必要がある
- ・林野庁 HP から加入申請

6. 特定技能外国人受入れの流れ

リクルート活動（希望に沿う外国人材を探す）

雇用契約の締結

支援計画の作成（登録支援機関への委託も可能）

最寄りの地方出入国在留管理局へ在留資格認定の申請

受入れ後は各種届出、安全衛生の確保、労務管理などが必要

林業分野における特定技能外国人材受入れの 手引き

**令和6年10月
林野庁 経営課 林業労働・経営対策室**

目次

• 特定技能制度について	1
• 林業分野において特定技能外国人に従事させることができる業務について	2
• 特定技能外国人の受入れにあたって必要なこと	
1. 外国人材の要件	3
2. 特定技能所属機関の要件	4
3. 雇用形態・契約内容に関する要件	5
• 特定技能所属機関の請負業務への従事について	6
• 林業特定技能協議会について	7
• 林業分野に関する外国人材の水準を評価する試験について	8
• 林業技能測定試験について	9
• 特定技能外国人の就労開始までの主な流れ（イメージ）	10
• 特定技能外国人を受け入れるまで	
1. 協議会への加入条件のクリア	11
2. 協議会への加入	12
3. リクルート活動	13
4. 雇用契約の締結	15
5. 支援計画の作成	16
登録支援機関について	17
6. 在留資格の変更～就労開始	18
• 特定技能外国人の受入れ後の対応	
1. 必要な各種届出	19
2. 安全衛生に関する特定技能外国人への講習	20
3. 特定技能外国人の労務管理	21
• 技能実習2号修了者が特定技能1号へ移行する場合	22
• 技能実習制度と特定技能制度の比較	23
• 特定技能制度に関する法令・規程・Q&Aなど	24
• お問い合わせ先	25

特定技能制度について

特定技能

目的

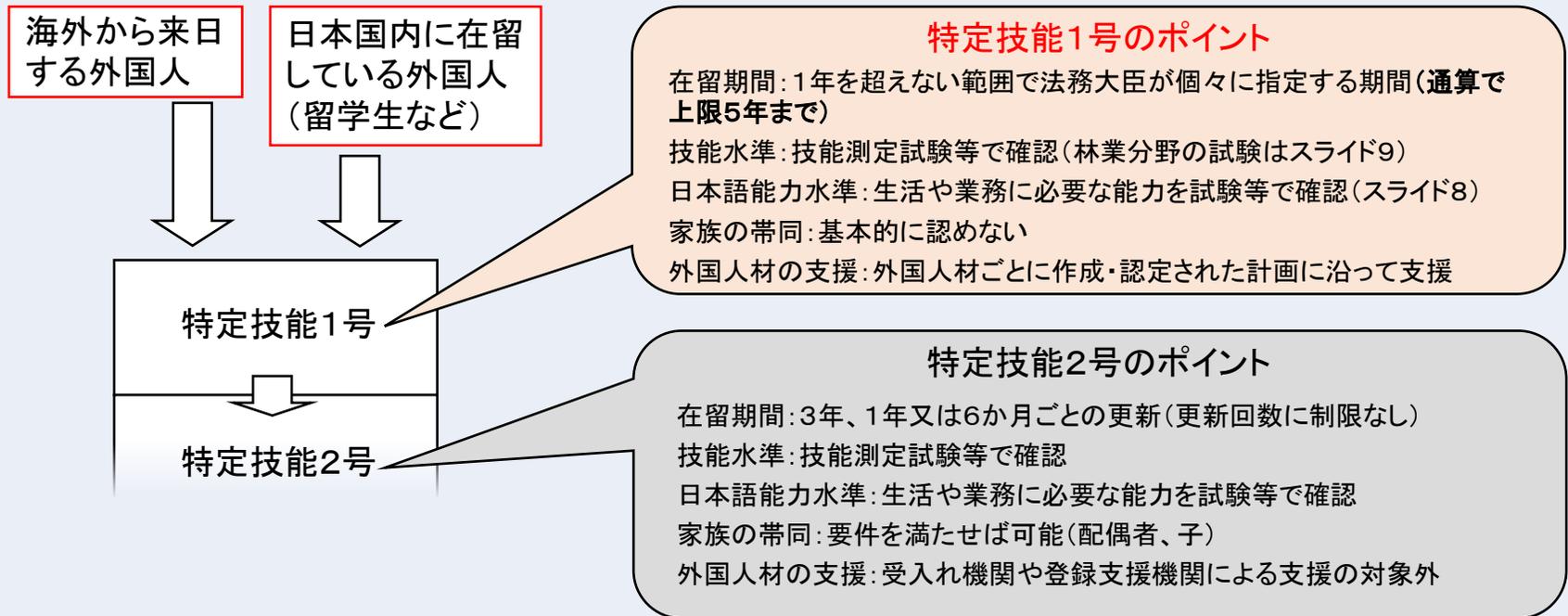
生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業として指定された産業分野(特定産業分野)において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが目的。相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能1号」及び熟練した技能を有する外国人向けの在留資格「特定技能2号」の2種類がある。

特定産業分野(16分野)

介護、ビルクリーニング、工業製造製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、木材産業、**林業**

林業分野は「特定技能1号」のみ！

仕組みの概要



※技能実習制度との関係については、スライド23を参照

林業分野において特定技能外国人に従事させることができる業務について

- 林業分野では、林業技能測定試験により技能を確認した育林、素材生産等の作業を特定技能外国人の主たる業務としています。
- 主たる業務のほか、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（林内で行う林産物の製造・加工等）に特定技能外国人が付随的に従事することは差し支えありません。

【主たる業務】＝林業技能測定試験の合格により確認された技能※を要する業務

- 育林
- 素材生産
- 林業用種苗の育成(育苗)
- 原木生産を含む製炭作業

【関連業務(例)】＝主たる業務に従事する日本人が通常従事することとなる業務

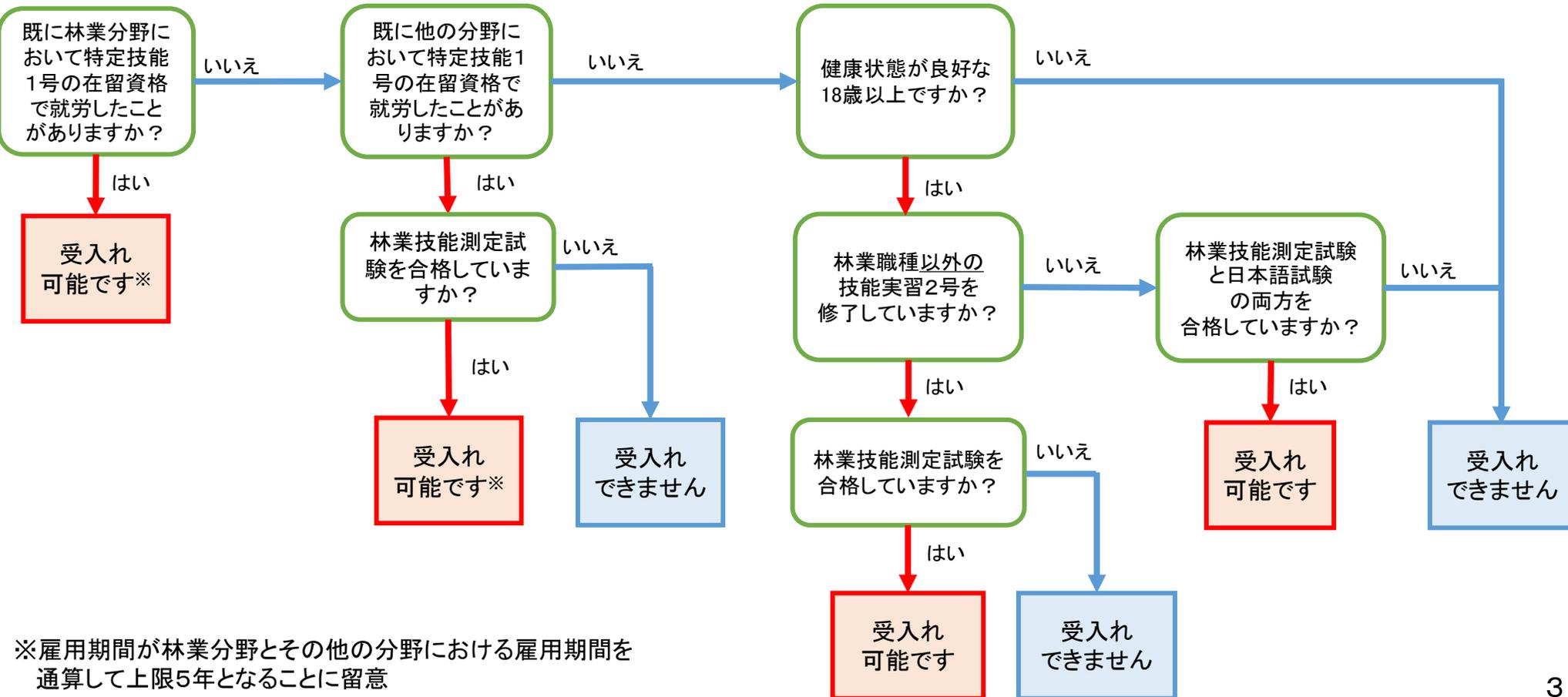
- 特定技能所属機関が生産した林産物を原料又は材料の一部として使用して林内で行う製造又は加工の作業
- 特定技能所属機関による林産物の生産に伴う副産物(樹皮、つる等)を原料又は材料の一部として使用して行う製造又は加工の作業
- 機器・装置・工具等の保守管理
- 資材の管理・運搬
- 特定技能所属機関が業務で使用する事業所等の清掃作業
- その他特定技能所属機関で林業の業務に従事する日本人が通常従事している作業 等

※技能実習制度における関連性が認められる職種の第2号技能実習を良好に修了した者は、技能測定試験等を免除(スライド23)

特定技能外国人の受入れにあたって必要なこと①（外国人材の要件）

- 特定技能1号で受け入れられる外国人材は、大きく2つの要件を満たしている必要があります。
 - ① 健康状態が良好な18歳以上であること
 - ②-1 林業技能測定試験（スライド9）と日本語試験（スライド10）に合格していること
または
 - ②-2 関連性が認められる職種の技能実習2号を良好に修了していること

【外国人材の受入れ可否に関するフローチャート】



※雇用期間が林業分野とその他の分野における雇用期間を
通算して上限5年となることに留意

特定技能外国人の受入れにあたって必要なこと②（特定技能所属機関の要件）

- 特定技能所属機関（いわゆる受入れ機関）に関して、全分野に共通する要件に加え、林業分野独自の上乗せの要件を課しています。
- 主な独自の上乗せ要件に、林業特定技能協議会への加入や労働安全衛生に関する要件が求められています。

林業分野 上乗せ要件

林業特定技能協議会への加入

- 農林水産省や協議会への必要な協力を行うことが必要
- 在留資格の諸申請の前に、協議会構成員となっておく必要

労働安全衛生に関する要件（協議会加入要件）

- 育林、素材生産の場合（以下2つのうちいずれか）
 - ・ 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主であること
 - ・ 「森林経営管理法」に基づき都道府県知事が公表した民間事業者であること
- 種苗生産、薪炭の場合
 - ・ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」による取組状況を協議会へ提出



全分野共通 の受入れ要件

※より詳細は入管庁HPへ

[（雇用における注意点 | 出入国在留管理庁](#)

[（moj.go.jp）](http://moj.go.jp)

必要条件

※主なものを抜粋

- 労働・社会保険・租税に関する法令を遵守していること
- 特定技能雇用契約締結の日前1年以内及び締結後に同種の業務に従事する労働者の非自発的離職を発生させていないこと
- 特定技能雇用契約締結の日前1年以内及び締結後に企業の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと

欠格事由

- 下記に該当し、刑の執行等から5年が経過していない
 - ・ 禁固以上の刑に処せられた者
 - ・ 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ・ 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
 - ・ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者
- 技能実習計画の取り消しを受けた5年が経過していない（役員等が取り消された実習に関与していた場合も含む）
- 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内または締結後に、出入国・労働関係法令に関する不正行為等を行った（保証金・違約金等の契約・徴収も含む）
- その他、暴力団排除、役員の実行能力等に関する規定を遵守していること

必要な対応

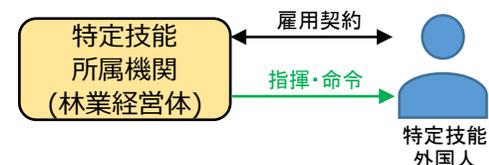
- 義務的支援実施にかかる費用を企業が負担すること

特定技能外国人の受入れにあたって必要なこと③（雇用形態・契約内容に関する要件）

- ・ 特定技能は1号のみ受入れ可能で、特定技能1号での就労期間は通算5年が上限です。
- ・ 林業分野では派遣による受入れはできません（直接雇用のみ）。

雇用形態 労働時間

- 直接雇用に限る（派遣は不可）
- 所定労働時間が「フルタイム」であること
 - ・ 原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上、かつ労働時間が週30時間以上
 - ・ 仕事の掛け持ち、アルバイト等は不可
- 通常の特定技能所属機関の労働者の所定労働時間と同等であること
※業務内容については、スライド2を参照



賃金

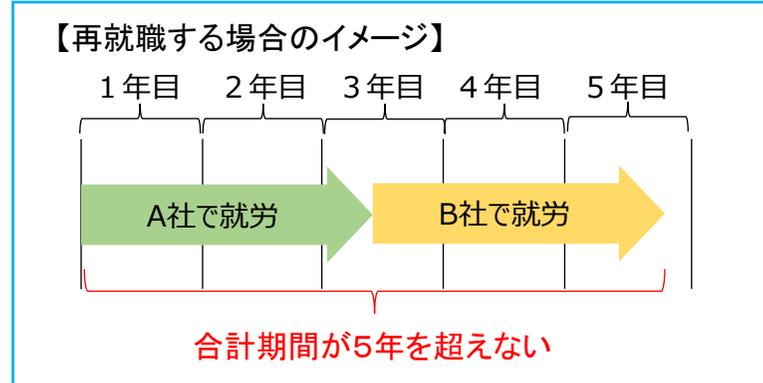
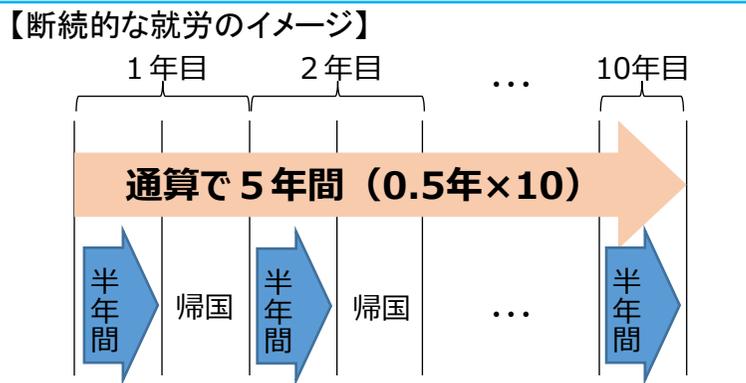
- 報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者と同等以上であること
- 出身国によっては、独自のルールが存在することに留意

休暇

- 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させること
※業務上、取得させないことがやむを得ない場合を除く

雇用できる 期間

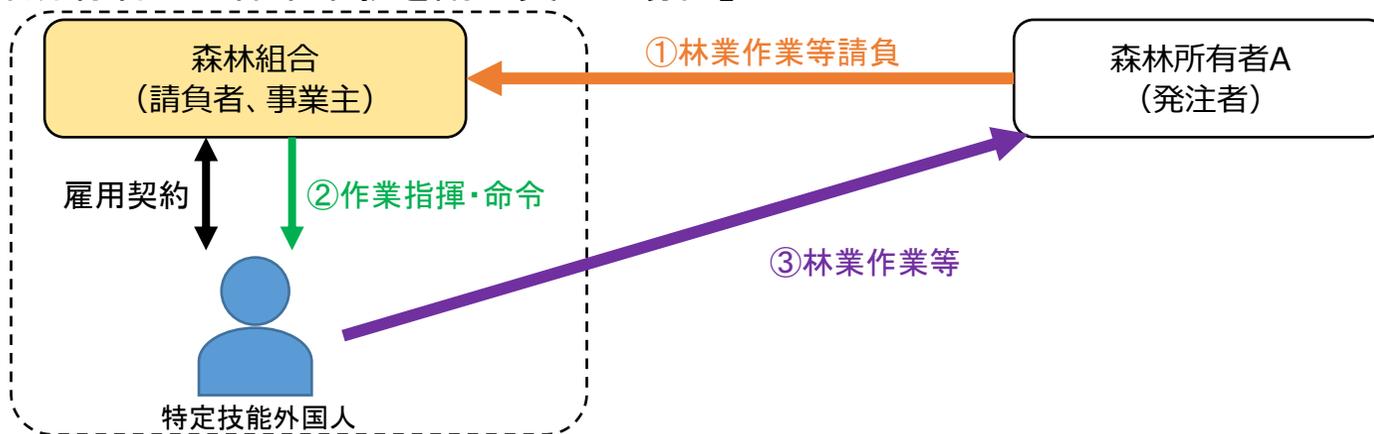
- 特定技能1号の就労期間は5年間であり、
 - ①5年間継続して就労してもらうほか、
 - ②休閑期等には帰国し、通算で5年間になるまで就労してもらうことも可能
- 在留期間が通算5年を超えなければ、最初に雇用契約を結んだ特定技能所属機関の下での雇用期間が終わった後、別の特定技能所属機関と雇用契約を締結し、就労してもらうことも可能
※前の機関での雇用期間との合計が5年を超えないうえで、在留資格変更許可を受ける必要あり



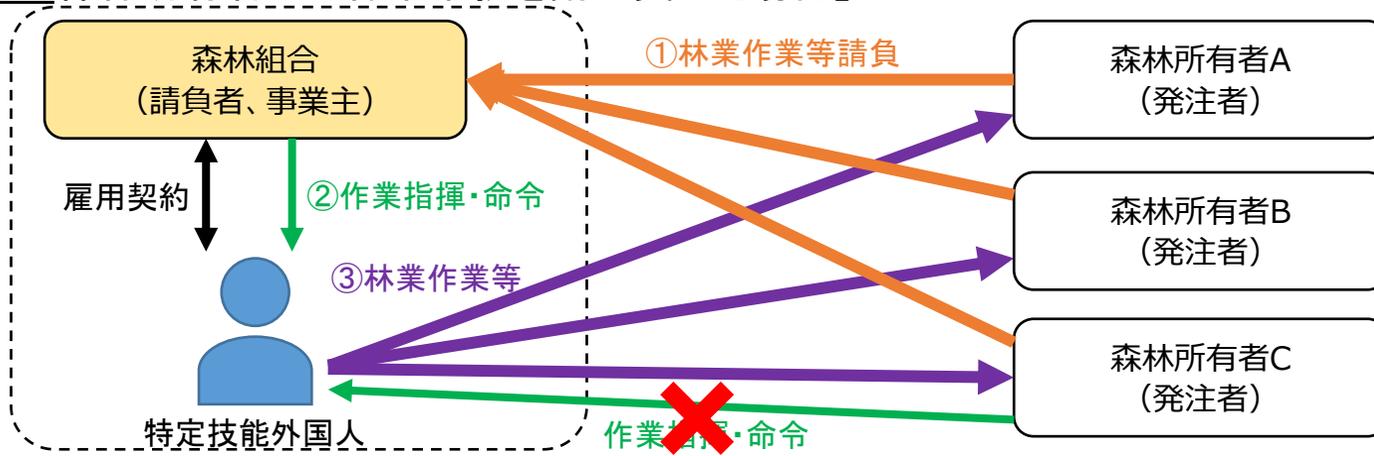
特定技能所属機関の請負業務への従事について

- 特定技能所属機関として森林組合等が特定技能外国人を雇用した上で、組合員等の森林所有者から林業作業等の業務を請け負い、特定技能外国人にその業務に従事してもらうといった働き方が可能です。
- この場合、森林組合等が地域内の複数の森林所有者から請け負った業務に特定技能外国人が従事することも可能ですが、作業の指揮命令は、個々の森林所有者が行うことはできず、雇用契約を結んだ森林組合等が行う必要がある点に注意が必要です。

【森林組合等が森林所有者から林業業務を請け負った場合】



【森林組合等が複数の森林所有者から林業業務を請け負った場合】



林業特定技能協議会について

- 特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有するとともに、林業分野に特有の事情を踏まえた事項を協議し、必要な措置を講ずることを目的として、「林業特定技能協議会」を設置しています。
- 特定技能所属機関は必ず協議会構成員になる必要があります（加入方法はスライド12参照）。

林業特定技能協議会

- ※ ①～④のほか、協議会が必要と認める者(オブザーバー)の参加を可能とする
- ※ ②及び③の一部構成員からなる**幹事会**を設置する

①特定技能所属機関

②業界団体

林業技能向上センター
日本林業経営者協会
日本造林協会
全国素材生産業協同組合連合会
全国国有林造林生産業連絡協議会
全国山林種苗協同組合連合会
日本林業協会
全国森林組合連合会
全国燃料協会

③農林水産省

林野庁経営課(事務局)

④制度所管省庁

出入国在留管理庁
警察庁(刑事局組織犯罪対策部)
外務省(領事局外国人課)
厚生労働省(職業安定局外国人雇用対策課)

【協議会の活動内容(協議事項)】

- 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨及び優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 特定技能所属機関に対する協議会構成員資格の確認及び証明
- **林業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定 等**

労働安全衛生に関する協議会要件

林業の労働災害発生率が他産業に比べて高いことを踏まえ、特定技能外国人材の労働安全衛生に係る協議会要件として、

- ① 特定技能所属機関は、労働法に基づく認定事業主又は森林経営管理法に基づき公表されている民間事業者であること
※ 特定技能外国人材に林業種苗育成や製炭の作業のみを実施させる場合には、①に関わらず、労働安全対策に取り組んでいることを要件とする
- ② 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法や緊急時の連絡体制等について、特定技能外国人への指導及び教育を実施すること

林業分野に関する外国人材の水準を評価する試験について

- 林業分野で特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人材は、技能水準及び日本語能力水準に関する試験に合格しなければなりません。

※試験合格をもって特定技能の在留資格を得ることが保証されるわけではないので注意が必要です。

※技能実習制度における関連性が認められる職種の技能実習2号を良好に修了している外国人材は、両水準を満たすものとされています（両試験免除）。



①技能水準:「林業技能測定試験」(スライド9)の合格

②日本語能力水準:「1.国際交流基金日本語基礎テスト」又は「2.日本語能力試験(N4以上)」の合格

1.「国際交流基金日本語基礎テスト」(<https://www.jpff.go.jp/jft-basic/>)

→特定技能制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するための試験。

○実施主体:独立行政法人国際交流基金

○実施方法:コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式

2.「日本語能力試験(N4以上)」(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>)

→特定技能制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するための試験。

○実施主体:独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

○実施方法:マークシート方式

※そのほか、「日本語教育の参照枠」(https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/information/framework_of_reference)のA2相当以上の水準と認められてもよい。

※技能実習制度において関連性が認められる職種がある場合、その職種の第2号技能実習を良好に修了した者は、いずれの試験も免除(スライド23)

林業技能測定試験について

- 特定技能1号の受入れにあたって、大きく以下2点についての技能水準を評価する試験であり、合格することが必要です。
 - ① 育林、素材生産等について基本的な知識を有しており、各種作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること。
 - ② 日本語で指示された作業の内容等を聴き取り、理解できること。

林業技能測定試験

○実施主体：一般社団法人林業技能向上センター（以下「センター」という）。

○実施場所：国内及び国外。回数、時期、場所については、林野庁とセンターで協議の上、決定。

（当面の間は、国内のみでの実施予定。）

○試験内容：

- ・ 学科試験及び実技試験から構成する。
- ・ 使用言語は日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）。
- ・ 試験水準は林業職種の技能検定3級と同等程度。得点が学科6割5分以上、実技6割以上で合格。
- ・ 学科は原則として真偽式。実技はセンターが定める材料を用い、指示に従って林業作業を行う。

※ 具体の時期、場所試験内容等はセンターHPに掲載予定。
(<https://ringyou-gino.org/specific/index.php>)

○受験資格者：

- ・ 18歳以上であること。
- ・ 国内受験者は、試験当日に我が国の在留資格を有していること。
- ・ 労働安全衛生法令に基づくチェーンソーによる伐木等特別教育の要件を満たす講習を受講していること。

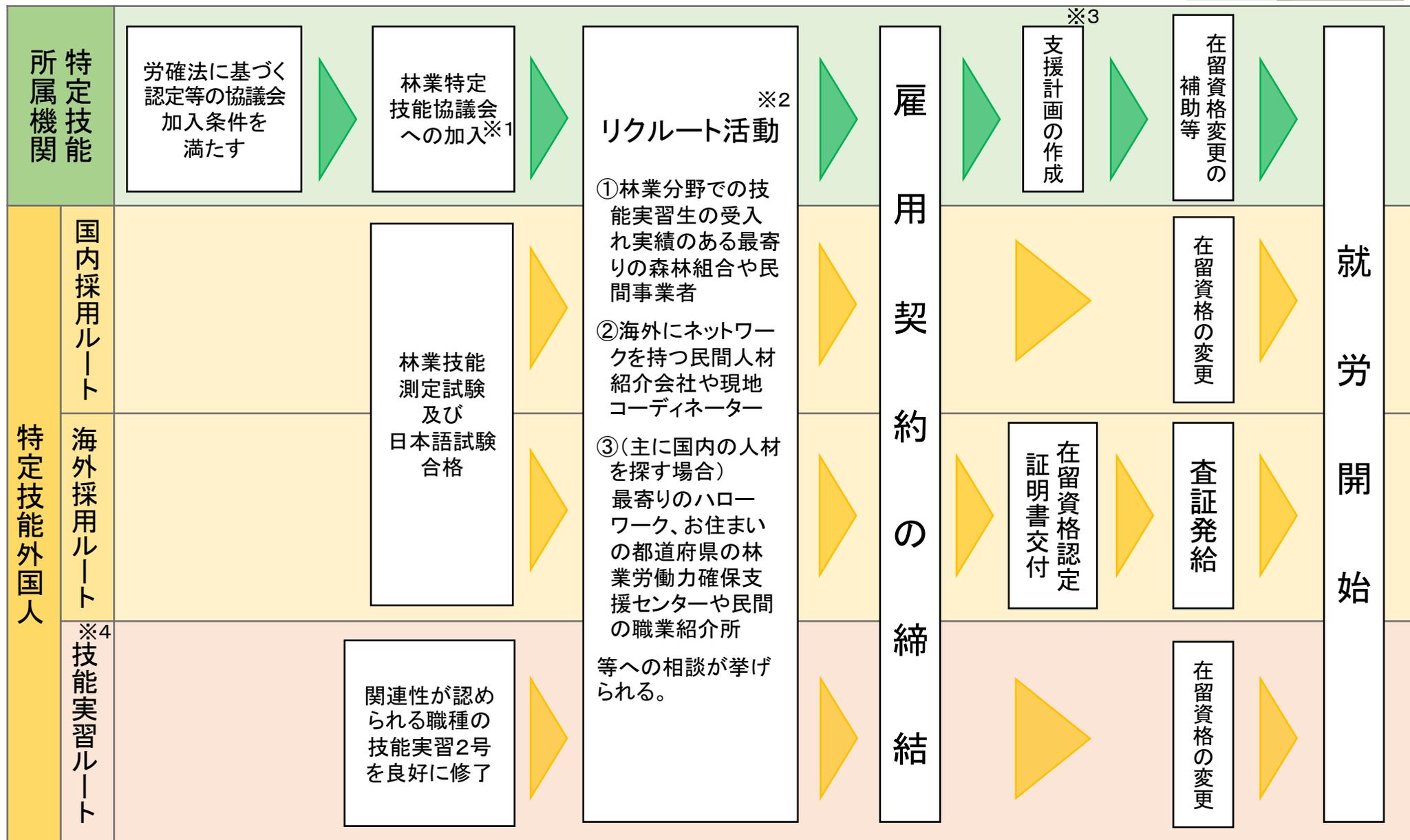
○受験料：20,000円

○合否通知：メール等にて合格者本人へ合格通知書を受験後1ヶ月以内に送付。

○合格通知書の有効期限：受験日から10年

※ 技能実習制度において関連性が認められる職種がある場合、その職種の第2号技能実習を良好に修了した者は、技能測定試験免除（スライド23）

特定技能外国人の就労開始までの主な流れ（イメージ）



※1 遅くとも在留資格の申請までには加入が必要。

※3 登録支援機関(スライド17)への委託も可能。

※2 リクルート活動自体は協議会加入前から始めることも可能。

※4 関連性が認められる職種がある場合。

特定技能外国人を受け入れるまで①（協議会への加入条件のクリア）

- 特定技能所属機関は、特定技能1号を受け入れるには林業特定技能協議会への加入が必要です。
- 加入にあたっては労確法に基づく認定事業主又は森林経営管理法に基づき公表されている民間事業者（いわゆる「意欲と能力のある林業経営体」）であることが必要です。
- 林業種苗育成及び製炭の作業のみ実施させる場合は、労働安全対策への取組を要件とします。

労確法に基づく認定事業主

- 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るための改善計画について都道府県知事の認定を受けた事業主のこと。
- 改善計画は、各都道府県における林業労働力確保の促進に関する基本計画の内容に基づいて審査がなされる。
- 改善計画の認定の申請等、一連の流れについては、各都道府県の林務担当部局へお問合せください。

意欲と能力のある林業経営体

- 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条に基づき、都道府県による公募に応募した民間事業者のうち、要件に該当する者として都道府県により公表された事業主のこと。
- 公募等の一連の流れについては、各都道府県の林務担当部局へお問合せください。

労働安全対策への取組（育苗、製炭のみ）

- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」へ取組状況を記入・提出することを要件とする。
- 当該規範については[コチラ](#)。

特定技能外国人を受け入れるまで②（協議会への加入）

- 林業特定技能協議会※への加入は、林野庁ホームページより加入申請を行う必要があります。
- その他、登録内容の変更や協議会退会等も同ページより行います。
- 登録支援機関の加入は必要ありません。

※「林業特定技能協議会」については、スライド7参照。

ステップ1

入会申請フォーム(※)への入力

- 林野庁ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(名称、住所、連絡用メールアドレス等)を入力・申請

(※) 入会申請フォームは、林野庁ホームページ
(https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/routai/241010_4.html)にて公開中。

ステップ2

証拠書類の送付

- ステップ1で入力したメールアドレスより専用の林野庁アドレス (ringyo-tokuteiginou@maff.go.jp) へ、認定事業主であること等の証拠となるPDF等を送付

ステップ3

申請内容の確認

- 協議会事務局(林野庁)において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)

ステップ4

協議会への入会完了

- 協議会事務局より申請者宛に「**加入通知書**」を電子メールで送付

申請フォーム(イメージ)

受入れ機関の名称 (必須) <small>「特定技能外国人材」に該当する名称を入力してください(法人の場合は法人名、個人の場合は氏名を記載)。</small>
<input type="text" value="例) 豊林 花子"/>
受入れ機関の名称 (フリガナ) (必須)
<input type="text"/>
法人番号(半角13桁) (必須) <small>個人事業主の場合は「なし」と入力してください。</small>
<input type="text" value="例) なし(法人でない場合)"/>
代表者氏名 (必須) <small>姓名の欄はスペースを空けてください。</small>
<input type="text" value="例) 豊林 花子"/>
代表者氏名 (フリガナ) (必須)
<input type="text"/>
現在行っている業種区分 (必須)
<input type="checkbox"/> 耕種農業全般 <input type="checkbox"/> 畜産農業全般 <input type="checkbox"/> 耕種農業全般及び畜産農業全般 <input type="checkbox"/> 派遣形態による受入を予定しているため上記に該当しない
経営品目 (必須) <small>複数選択可能(日本農業の分野を参考に該当する分野を選択してください。)</small>
<input type="checkbox"/> 米作農業 <input type="checkbox"/> 米作以外の穀作農業 <input type="checkbox"/> 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) <input type="checkbox"/> 果樹作農業 <input type="checkbox"/> 花卉作農業 <input type="checkbox"/> 工芸農作物農業 <input type="checkbox"/> ばれいしょ・かんしょ作農業 <input type="checkbox"/> 酪農業 <input type="checkbox"/> 肉用牛生産業 <input type="checkbox"/> 畜養業 <input type="checkbox"/> 養鶏業 <input type="checkbox"/> 養蚕業 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 派遣形態による受入を予定しているため上記に該当しない

加入通知書は、外国人材受入れの際に必要となりますので、大切に保管してください。

特定技能外国人を受け入れるまで③（リクルート活動 その1）

- リクルート活動は大きくは①イチから外国人材を探す場合と②受け入れたい外国人材が既に決まっている場合の2つの場合が考えられます。
- 受け入れたい外国人材が受入れ可能な要件を満たすか、または、何をクリアすれば受入れ可能になるのかを確認（スライド3参照）することが重要です。
- 外国人材を送り出す国ごとに、受入れに関する特有の手続きがある場合があることに留意が必要です。

【①受け入れる外国人材をイチから探す場合】

希望に沿う外国人材を探す上で、以下のような相談先が考えられます。

- 林業分野での技能実習生等の外国人材を受け入れた実績のある最寄りの森林組合や民間事業者
- 海外にネットワークを持つ民間人材紹介会社や現地コーディネーター
- （主に国内の人材を探す場合）最寄りのハローワーク、お住まいの都道府県の林業労働力確保支援センターや民間の職業紹介所

※外国人材のあっせんを受ける場合は、日本人の場合と同様に職業紹介事業の許可を持つ者から受ける必要があります。

なお、林業業務のうち、地拵え、植栽等の業務は、職業安定法（昭和41年法律第132号）において、建設業務と類似する作業とみなされ、有料職業紹介事業の取扱い対象外とされていることに留意が必要です。



【②受け入れたい外国人材が既に決まっている場合】

○現在受け入れている、もしくは、過去に受け入れた外国人材を特定技能外国人で受け入れたい場合

⇒その外国人材が技能実習2号を良好に修了していない場合、技能試験と日本語試験の両方の合格が必要。

※関連性が認められる職種の技能実習2号良好修了者＝両試験免除。その他職種の技能実習2号良好修了者＝日本語試験のみ免除。

○既に「特定技能1号」の在留資格をもった外国人材を受け入れる場合

⇒その外国人材の特定技能1号での前職(特定産業分野を問わず)の雇用期間と通算で、雇用期間が5年を超えてはいけない。

また、林業分野以外の分野で受け入れられていた場合は、在留諸申請前に林業技能測定試験の合格が必要。

<各国の送り出し手続きやルールについて>

○保証金を徴収するなどの悪質な仲介業者(ブローカー)等の介在防止のために送り出し手続きやルールが定められていることがある。

○我が国と特定技能外国人の円滑かつ適正な送り出し・受入れの確保などのために、協力覚書(二国間協力覚書。いわゆるMOC。)を交わした送り出し国ごとに、特定技能の送り出し手続きやルールが異なることに留意。

⇒出入国在留管理庁のホームページに、各国における手続きの詳細について掲載されている。

[特定技能に関する各国別情報 | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)

特定技能外国人を受け入れるまで④（雇用契約の締結）

- 「特定技能外国人受入れに関する運用要領」（令和6年4月出入国在留管理庁）第5章第1節に記載のある基準に適合するように特定技能雇用契約を結ぶ必要があります。
- 具体の契約内容は、同要領に記載の雇用条件書に記載して取り決めることとなります(以下ポイント)。

Ⅲ. 従事すべき業務の内容

連絡先 _____

Ⅲ. 従事すべき業務の内容
(雇入れ直後)

1. 分野 ()

2. 業務区分 ()

Ⅳ. 労働時間等

業務内容が、育林、素材生産、育苗、製炭に主として従事してもらう内容となっている必要

Ⅳ. 労働時間等

2. 業務区分 ()

Ⅳ. 労働時間等

1. 始業・終業の時刻等

(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定労働時間数 時間 分)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】

変形労働時間制: () 単位の変形労働時間制

※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、乙が十分に理解し、書面にて同意した変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。

交代制として、次の勤務時間の組合せによる。

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)

始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)

、1日の所定労働時間 時間 分)

2. 休憩時間 (分)

3. 所定労働時間数 ①週 (時間 分) ②月 (時間 分) ③年 (時間 分)

4. 所定労働日数 ①週 (日) ②月 (日) ③年 (日)

5. 所定時間外労働の有無 有 無

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅴ 休日

外国人材の所定労働時間について、林業事業体に現に雇用されている他の労働者の所定労働時間と同じ内容を規定する必要

Ⅵ. 休暇

Ⅵ. 休暇

1. 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日

継続勤務6か月未満の年次有給休暇

2. その他の休暇 有給 ()

3. 一時帰国休暇 乙が一時帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休暇を取得させることとする。

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条

外国人が一時帰国を希望した場合、必要な有給休暇を取得させる旨を規定する必要

Ⅶ. 賃金

○詳細は、就業規則 第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条

Ⅶ. 賃金

1. 基本賃金 月給 (円) 日給 (円) 時間給 (円)

※詳細は別紙のとおり

2. 諸手当 (時間外労働の割増賃金は除く)

(手当、 手当、 手当)

※詳細は別紙のとおり

3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率

(1) 所定時間外 法定超月60時間以内 () %

法定超月60時間超 () %

所定超 () %

(2) 休日 法定休日 () %、 法定外休日 () %

(3) 深夜 () %

4. 賃金締切日 毎月 日、 毎月 日

5. 賃金支払日 毎月 日、 毎月 日

6. 賃金支払方法 口座振込 通貨払

7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除 無 有

※詳細は別紙のとおり

8. 昇給 有 (時期、金額等)、 無

9. 賞与 有 (時期、金額等)、 無

10. 退職金 有 (時期、金額等)、 無

11. 休業手当 有 (率)

賃金が、外国人材を雇用する林業事業体の下で、同じ作業に従事する日本人労働者と同じ金額以上である必要

2, 3, 5. 健康状態及び契約終了後

2. 雇入れ時の健康診断 年 月

3. 初回の定期健康診断 年 月 (その後)

4. 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

部署名 担当者職氏名 (連絡先)

5. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じることとする。

健康状態その他の生活状況を把握するのに必要な措置を講じる旨を規定する必要

雇用契約終了後の帰国費用を外国人材が負担できない場合、旅費を負担するとともに、スムーズに出国できるように必要な措置を講じる旨を規定する必要

特定技能外国人を受け入れるまで⑤（支援計画の作成）

- 入管法※第2条の5第6項により、特定技能外国人に対して職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画(支援計画)を作成し、計画に基づいた支援を実施する必要があります。
- 必要な支援（義務的支援）とされている10項目について、実施内容等を記載し、在留諸申請の際に、申請書類と併せて支援計画として提出する必要があります。
- 支援の実施は他の者に委託することができ、特に支援の全部を登録支援機関へ委託する場合は、計画の適切な実施に係る基準の一つである「外国人を支援する体制があるもの」とみなされます。

※出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

①事前ガイダンス

- 在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- 自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

- 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

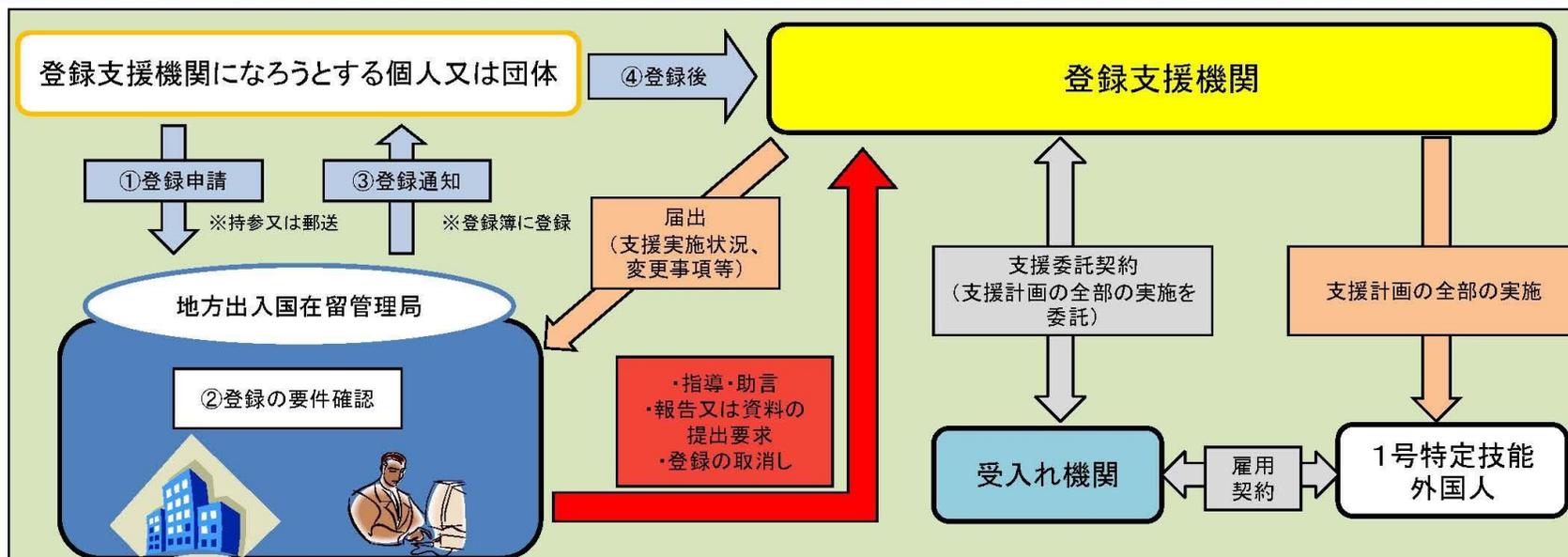


⑩定期的な面談・行政機関への通報

- 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関とは



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

13

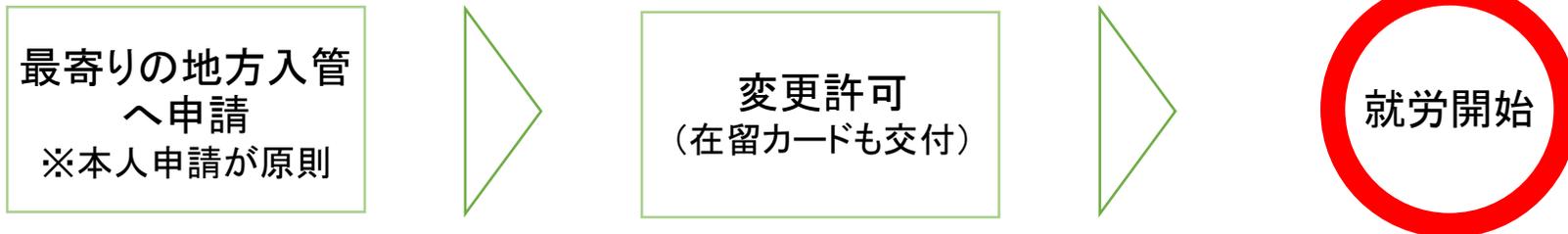
具体の登録支援機関については、入管庁HP([登録支援機関\(Registered Support Organization\) | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp))にて確認してください。

特定技能外国人を受け入れるまで⑥（在留資格の変更～就労開始）

- ・ 在留資格に関する手続きは、最寄りの地方出入国在留管理局（地方入管）にて行います。
- ・ 受け入れる特定技能外国人の所在(国内or海外)によって申請する内容が異なることに留意が必要です。

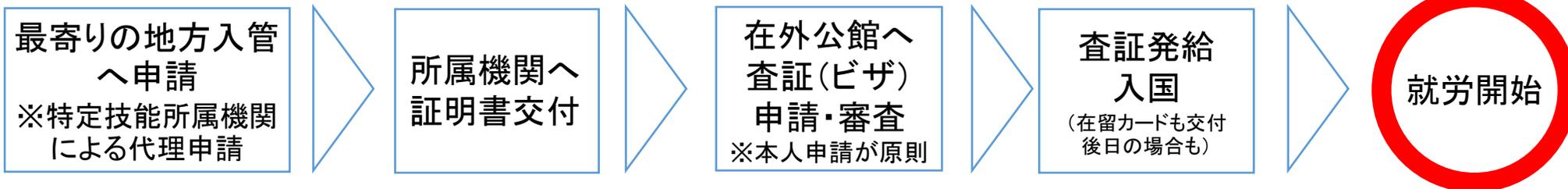
【受け入れる特定技能外国人が日本国内に在留中の場合】

在留資格変更の許可申請



【受け入れる特定技能外国人が海外から来日する場合】

在留資格認定証明書の交付申請



特定技能外国人の受入れ後の対応①（必要な各種届出）

- 受入れ後も引き続き、策定した支援計画（スライド16参照）に基づき、特定技能外国人へ支援を実施する必要があります。
- 加えて、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければなりません。

【特定技能所属機関から出入国在留管理庁長官への届出】…違反の場合、指導や罰則の対象

○ 随時の届出

- 特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- 支援計画の変更に関する届出
- 登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- 特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

○ 定期の届出

- 特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報 等）
- 支援計画の実施状況に関する届出（相談内容及び対応結果 等）
※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。
- 特定技能外国人の活動状況に関する届出（報酬の支払い状況、離職者数 等）

「定期」の考え方 ⇒ 四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内

- 第1四半期（1月1日～3月31日）分 ⇒ 4月1日～15日まで（必着）に届出を行う。
- 第2四半期（4月1日～6月30日）分 ⇒ 7月1日～15日まで（必着）に届出を行う。
- 第3四半期（7月1日～9月30日）分 ⇒ 10月1日～15日まで（必着）に届出を行う。
- 第4四半期（10月1日～12月31日）分 ⇒ 翌年1月1日～15日まで（必着）に届出を行う。

※届出の詳細や様式については、出入国在留管理庁のHPでご確認ください。

特定技能外国人の受入れ後の対応②（特定技能外国人の安全衛生）

- 林業分野での就労にあたっては、特定技能所属機関が特定技能外国人へ労働安全の確保について必要な指導及び教育を行う必要があります。
- その他、雇入れ時等の安全衛生教育、チェーンソーや刈払機に関する特別教育等、日本人労働者に対して必要な措置についても、同様に特定技能外国人へ措置する必要があります。

<特定技能外国人の労働安全の確保> ← 林業特定技能協議会決定第3号で規定

○ 特定技能所属機関が特定技能外国人に以下の内容を指導・教育する必要

- チェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」※に基づく安全な伐木作業方法
- 緊急時の連絡体制
- その他労働災害の防止を図るために必要と判断される事項

※厚生労働省HP：[伐木作業・林業における安全対策 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)に掲載

- 協議会の構成員にもなっている団体は、所属する特定技能所属機関に対し、上記の内容及び労働関係法令の指導を行う必要。

<その他雇用主として必要な安全衛生に関する事項の例(日本人労働者に対する措置と同様)>

- 雇入れ時等の安全衛生教育
- 雇入れ時及び定期の健康診断
- 労働安全衛生規則第36条第8号に基づくチェーンソーを用いて伐木等の業務に係る安全衛生特別教育
⇒ 林業特定技能測定試験の受験資格としているので、必要に応じて特定技能外国人へ受講させる
- 刈払機取扱作業者に対する安全衛生特別教育
⇒ 下刈等で刈払機を使用させる場合は、特定技能外国人へ受講させる

特定技能外国人の受入れ後の対応③（特定技能外国人の労務管理）

- 雇用した特定技能外国人の労務管理を行うため、労働基準法・労働安全衛生法に基づいた書類を作成する必要があります。
- 特定技能外国人には、労働者災害補償保険法等に基づく保険が適用されます。
- 特定技能外国人の転職は可能であり、特定技能所属機関の事情によるものであれば転職支援が必要となります。

【作成が必要な書類】 ← 労働基準法及び労働安全衛生法に定められるもの

- 労働者名簿：氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務、雇い入れ年月日、退職の年月日とその理由（死亡の場合はその年月日と原因）
- 賃金台帳：氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、時間外・休日・深夜労働の時間、基本・手当・その他種類ごとの金額、賃金の一部を控除した場合はその金額
- 出勤簿（タイムカード）：従業員ごとの始業と就業の時刻
- 健康診断個人票：医療機関から提出される診断結果

【各種保険への加入義務】

	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
個人事業 （労働者常時5人未満）	任意加入	任意加入	任意加入 （国民健康保険※1）	任意加入 （国民年金※2）
個人事業 （労働者常時5人以上）	強制適用	強制適用	任意加入 （国民健康保険※1）	任意加入 （国民年金※2）
法人	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用

※1 事業者で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受ければ、労働者のみ健康保険が適用される。

※2 事業者で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受ければ、労働者のみ厚生年金保険が適用される。

【特定技能外国人の転職】

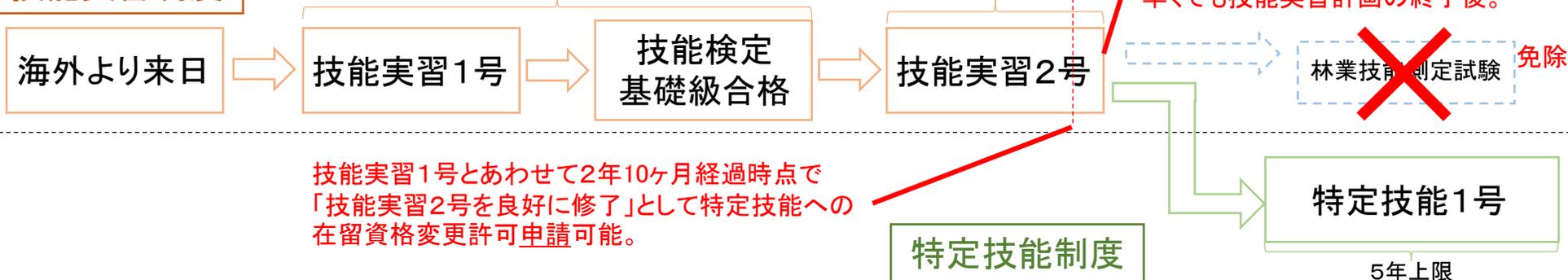
基本的に、林業分野内であれば転職（特定技能所属機関の変更）が可能だが、改めて在留資格許可申請を行う必要。経営難などにより特定技能所属機関の事情による転職であれば、特定技能所属機関と一緒に転職先を探すなどの支援をしなければならない。

技能実習2号修了者が特定技能1号へ移行する場合

- 関連性が認められる職種がある場合、当該職種の技能実習2号を良好に修了した者が林業分野の特定技能1号へ移行する際は、技能試験及び日本語試験のいずれも免除されます。
- それ以外の技能実習2号を良好に修了した者が林業分野の特定技能1号へ移行する場合、日本語試験のみ免除されます（技能試験の合格は必須）。
- 「技能実習2号を良好に修了している」とは、技能実習計画に従って技能実習1号とあわせて2年10月以上修了し、①技能検定3級の実技試験に合格していること、または、②特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。

【関連性が認められる職種の技能実習生から林業分野の特定技能外国人への移行の流れ】

技能実習制度



※留意事項

- 関連性が認められる職種が移行対象職種に追加される前に技能実習1号を修了した者は、技能実習2号として受け入れることはできない。
- 移行対象職種への追加時点での技能実習1号生を技能実習2号へ移行させたい場合は、実習計画の変更が必要。
- 在留期間中に技能実習2号から特定技能1号への在留資格変更許可が出れば、特定技能外国人を一時帰国させる必要はない。

技能実習制度と特定技能制度の比較

	技能実習	特定技能
目的	技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること	生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れること
入国時の試験	なし (送出国による選考がある)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
在留期間と段階ごとに必要とされる技能 (技能検定との関係)	<p>The flowchart details the progression of foreign workers. It starts with '外国人から来日する外国人' (Foreigners coming from overseas) and '日本国内に在留している外国人 (留学生など)' (Foreigners residing in Japan, etc.). The Skill Training system (技能実習) has three stages: 1号 (1 year, principle 2-month training), 2号 (2 years, basic skill certification), and 3号 (2 years, 3rd level certification). The Designated Skills system (特定技能) has two stages: 1号 (5 years, 3rd level Japanese test) and 2号 (no renewal limit, 1st level Japanese test). Arrows indicate that successful completion of Skill Training 2号 leads to Designated Skills 1号, and successful completion of Skill Training 3号 leads to Designated Skills 2号.</p>	
外国人労働者・受入れ企業を支援する団体等	(監理団体) 受入れ企業への監査その他の監理事業を行う非営利の事業協同組合等	(登録支援機関) 受入れ企業からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う個人又は団体
業界団体との調整を行う協議会	事業協議会 (設立は任意。業界団体等で構成される)	特定技能協議会 (設立は必須。業界団体等や受入れ企業で構成される)
外国人と受入れ企業のマッチング	監理団体と送出国を通じて採用	受入れ企業が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用
転職	原則不可	同一の業務区分内において転職可能

特定技能制度に関する法令・規程・Q&Aなど

名称(略称)	内容	所管省庁等
出入国管理及び難民認定法(入管法)	在留や特定技能制度の根拠	入管庁
出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令	特定産業分野の指定	入管庁
出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(上陸基準省令)	在留資格審査の基準を規定	入管庁
林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(上乘せ基準告示)	林業分野のみに適用する独自の基準を規定(派遣契約はできない、林業技能特定協議会に加入する必要がある 等)	農林水産省
特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(基本方針)	制度運用に当たっての基本的な事項を示す 特定産業分野の指定	入管庁(閣議決定)
特定技能外国人受入れに関する運用要領	全特定産業分野に共通する、法令解釈や運用上の留意点を示す	入管庁
林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)	林業分野における、受入れ見込み数、受入れの基準、従事する業務等を示す	農林水産省 他
「林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(分野別運用要領)	林業分野における、求める技能水準及び日本語能力水準、その評価方法、協議会に関する内容等を示す	農林水産省 他
特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－林業分野の基準について－(分野別運用要領別冊)	林業分野における基準の詳細や留意事項を示す	農水省・入管庁
「特定技能」に係る試験の方針について(試験方針)	全特定産業分野に共通する試験の方針 試験問題作成手続き、水準、科目、実施方法等を示す	入管庁
林業技能測定試験実施要領	林業分野における試験に関する詳細を示す	林野庁
林業特定技能協議会決定	協議会構成員の要件、特定技能外国人への講習等を規定	協議会
特定技能制度に関するQ&A	特定技能制度全般に関するQ&A	入管庁
林業分野に関するQ&A	林業事業者向けの本手引きを補完する形でのQ&A	林野庁

お問い合わせ先



【制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について】

官署等名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局 審査部門	北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	0570-003259(内140#)
仙台出入国在留管理局 審査第二部門	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	0570-022259(内21#)
東京出入国在留管理局 就労審査第三部門	東京都港区港南5-5-30	0570-034259(内330)
東京出入国在留管理局横浜支局 就労・永住審査部門	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	0570-045259(内20)
名古屋出入国在留管理局 就労審査第二部門	愛知県名古屋市港区正保町5-18	0570-052259(内310#)
大阪出入国在留管理局 就労審査第二部門	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	0570-064259(内231)
大阪出入国在留管理局神戸支局 審査部門	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4412
高松出入国在留管理局 審査部門	香川県高松市浜ノ町72-9	087-822-5851
福岡出入国在留管理局 就労・永住審査部門	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎	092-831-4144
福岡県出入国在留管理局那覇支局 審査部門	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-832-4186

【林業分野に関することについて】

官署等名	住所	連絡先
林野庁林政部経営課 林業労働・経営対策室	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-1629

【林業技能測定試験について】

官署等名	住所	連絡先
一般社団法人 林業技能向上センター	東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル6階	03-4334-7377

林業の特定技能に関するQ&A

特定技能による外国人材受入れの仕組みについて		
1	林業分野で特定技能外国人を受け入れる場合の外国人材の要件を教えてください。	以下の①又は②の要件を満たす外国人と直接雇用契約を結び、特定技能1号での入国・在留に係る審査・手続を経た上で、受入れができます。 ①林業技能測定試験と基礎的な日本語試験に合格した者 ②関連性が認められる職種の第2号技能実習を良好に修了した者
2	林業分野の特定技能外国人を受入れることができる事業者は、どのような者ですか。	1 特定技能外国人に林業の業務を行わせることができる事業者であり、必ずしも林業を主に行っている事業者に限られるものではなく、他の業種と兼務している事業者なども含まれます。 2 また、出入国管理及び難民認定法等の関係法令に基づき定められる特定技能所属機関に関する基準を満たす必要があるほか、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「林業特定技能協議会」に加入し、これに対して必要な協力を行うなど一定の基準に該当する必要があります。 3 さらに、追加の基準を林業特定技能協議会において定めていますので、詳しくは、協議会決定第1号「林業特定技能協議会組織運営要領」及び協議会決定第2号「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領」をご覧ください。
3	特定技能外国人の雇用期間に上限はありますか。	雇用期間について、1号特定技能外国人の在留できる期間の上限は通算で5年間とされているので、これを超える期間の雇用契約を締結した場合であっても、通算5年を超える期間については在留が認められないこととなります。 ※ 1回の在留期間（更新可能）は、1年を超えない範囲で法務大臣が個々に指定します。
4	特定技能所属機関当たりの受入れ人数の上限はあるのですか。	林業事業者により経営の状況等は多様であることから、林業分野においては技能実習制度のような1事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。
5	林業分野の特定技能外国人は派遣ができるのでしょうか。	林業の特定技能外国人は派遣が認められておらず、直接雇用のみが可能となっています。
6	特定技能所属機関は特定技能外国人と雇用契約を結ぶだけでよいのでしょうか。	1 雇用契約を結んだ後、受け入れた特定技能外国人に関する支援計画を作成し、それに基づいた支援を実施する必要があります。 2 支援内容は生活に必要な契約支援や公的手続等への同行等、10項目にわたります。 3 特定技能所属機関が支援計画に基づく支援を自ら行えない場合は、登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託することが可能です。
業務の内容・範囲等について		
1	林業の特定技能外国人が従事することのできる業務はどのようなものですか。	林業技能測定試験の合格により確認された技能を要する育林、素材生産等の業務に従事することができます。
2	林業の特定技能外国人は林業用種苗の育成作業や、原木の生産を含む製炭作業に従事することはできますか。	林業用種苗の育成作業や、原木の生産を含む製炭作業についても、林業技能測定試験の合格により確認された技能を用いる業務であり、従事することが可能です。
3	外国人材が地域で円滑に共生できるように、冬場の除雪作業等、従事可能な業務範囲は日本人と極力同じにできないのでしょうか。	運用要領において、特定技能外国人は、林業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することができることが記載されています。【運用要領第1】したがって、冬場の除雪作業等が林業分野の業務に従事する日本人が通常従事する関連業務として付随的なものであれば行うことができます。

4	特定技能外国人は、同一地域内の複数の事業者の下で業務に従事することはできるのでしょうか。	<p>1 林業事業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定技能外国人が同一地域内の別の林業事業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、同一地域内の別の林業事業者の下で業務に従事することができます。</p> <p>2 雇用期間を決めるにあたっては、在留期間は前の雇用期間も含め5年を超えないようにしなければならないので、留意ください。</p>
5	特定技能外国人は、同一地域内だけでなく、全国各地で業務に従事することはできるのでしょうか。	<p>1 林業事業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定技能外国人が別の地域の林業事業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、別の地域の林業事業者の下で業務に従事することができます。</p> <p>2 全国各地に施業地を有し、森林施業を行っている林業事業者が雇用する場合には、雇用主を変更しない限り、特定技能外国人は全国各地の施業地で業務に従事することができます。</p>
6	林業の特定技能外国人の労働安全確保に取り組む上でどのようなことに留意する必要がありますか。	<p>1 特定技能外国人についても、雇入れ時の安全衛生教育を実施するなど、労働安全衛生法令に基づく取組を日本人と同様に実施する必要があります。</p> <p>2 また、協議会決定第2号「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領」により、特定技能所属機関については、労働安全対策を含めた雇用管理に取り組んでいる者として、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定事業主等である必要があるほか、協議会決定第3号「特定技能外国人の労働安全の確保」により、チェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法の指導・教育の実施が必要とされています。</p> <p>3 特定技能外国人への安全衛生教育の実施に当たっては、林野庁で公表している外国人材向け講習用テキストのほか、厚生労働省においても、外国人材向けの各種資料を準備していますので、ご活用ください。</p>
技能試験について		
1	外国人材の林業技能を確認・評価する試験はどのようなものですか。	<p>1 外国人材の林業技能は、「林業技能測定試験」により確認・評価が行われます。</p> <p>2 林業技能測定試験は、学科試験と実技試験で構成され、学科試験はCBT又はペーパーテスト方式で、実技試験は製作等試験を行います。試験水準は、第2号技能実習修了者が受検する技能検定随時3級と同等レベルであり、初級の技能者が通常有すべき技能と知識を問うものとなっています。</p> <p>3 試験範囲等の詳細については、試験を実施する一般社団法人林業技能向上センターがホームページ等で公表することとしていますので、ご確認下さい。</p>
2	林業技能測定試験は、いつ頃から、どこで実施するのでしょうか。	<p>林業技能測定試験は、令和7年2月以降、順次実施予定です。試験実施場所等も含め、試験を実施する一般社団法人林業技能向上センターがホームページ等で公表することとしていますので、ご確認下さい。</p>
3	林業技能測定試験にはどのような受験資格が設けられるのでしょうか。	<p>以下の要件を全て満たしている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上 ・労働安全衛生法に基づくチェーンソーによる伐木等特別教育の要件を満たす講習を受講している ・国内受験者の場合は、試験当日に我が国の在留資格を有している
4	「労働安全衛生法に基づくチェーンソーによる伐木等特別教育の要件を満たす講習」とはどのような講習が要件を満たしますか。	<p>厚生労働省HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html) にあります「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」に示されている教育カリキュラム等を満たす講習になります。</p>

5	特別教育の要件を満たす講習を受講した証明はどのようにすればよいでしょうか。	講習実施者より発行される修了証の写しや所属機関が講習を受講させた旨証する書類等の写しを受験申請の際に添付してください。
---	---------------------------------------	---

登録支援機関について

1	登録支援機関とは何ですか。必ず関与させないといけないのですか。	<p>1 登録支援機関は特定技能所属機関との契約により委託を受けて適合1号特定技能外国人支援計画の実施の業務を行う者ですが、受入れに当たって、必ずしも登録支援機関を関与させる必要はありません。</p> <p>2 なお、特定技能所属機関には、1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約の内容等、当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供（事前ガイダンス）、出入国する際の送迎、当該外国人が本邦に入国した後（又は在留資格変更許可を受けた後）に行う本邦での生活一般に関する事項等の情報の提供（生活オリエンテーション）、本邦での生活に必要な日本語を学習する機会の提供、相談又は苦情への対応等の支援を受けることができるような体制の整備などを内容とする支援計画を定めて実施することが義務付けられます。</p> <p>3 特定技能所属機関が支援計画に基づく支援を自ら行えない場合は、登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託することが可能です。もっとも、支援の一部を委託する場合は、当該機関は支援体制の基準に適合するものとは認められません。</p>
2	登録支援機関としてどのような機関を想定しているのですか。	<p>1 登録支援機関については、例えば社会保険労務士や弁護士といった「士業」の方々、外国人支援活動等をしているNPO法人、業界団体等の個人又は法人・団体なることを主に想定しています。</p> <p>2 林業分野の登録支援機関として想定されるのは、これらの者に加えて、これまでに技能実習の監理団体等として外国人の受入れに関与していたような事業協同組合などがあります。</p>
3	技能実習制度における監理団体は、登録支援機関になることはできますか。	<p>1 要件を満たせば、監理団体も登録支援機関となることができます。</p> <p>2 ただし、入管法の法務省令（施行規則第19条の2第1項第6号）に規定されているとおり、以下に該当する特定技能所属機関への支援はできない予定ですので留意してください。</p> <p>①特定技能所属機関の役員の配偶者、2親等内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者</p> <p>②過去5年間に特定技能所属機関の役員又は職員であった者であるにもかかわらず、当該特定技能所属機関から委託を受けた支援業務に係る支援責任者となろうとする者</p>

特定技能協議会について

1	特定技能外国人を受け入れるにあたって、協議会への加入は必須なのでしょうか。加入が必要であれば手順を教えてください。	<p>1 協議会への加入は必須です。林野庁の加入申請フォームにおいて、必要事項を記入して申請して下さい。申請内容の確認に一定の期間を要しますので、余裕を持って手続きを行ってください。</p> <p>2 なお、登録支援機関が協議会へ入会する必要はありません。</p>
2	どうすれば林業労働力の確保の促進に関する法律（労確法）に基づく認定事業主となりますか。	各都道府県の林業労働力確保の促進に関する基本計画の内容に基づいた改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。申請等の詳しい手続については、各都道府県へ問合せください。
3	どうすれば森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体となりますか。	都道府県による公募に応募した民間事業者のうち、要件に該当する者として都道府県により公表される必要があります。公募への応募等の詳しい手続については、各都道府県へ問合せください。
4	こういった書類が認定事業主の証拠書類になりますか。	<p>認定事業主については、都道府県からの認定通知書の写しまたは林業労働力確保支援センターのホームページで公表されている該当箇所の写しなどになります。</p> <p>意欲と能力のある林業経営体については、都道府県のホームページで公表されている該当箇所の写しになります。</p>

5	素材生産事業者ですが、チェックシートの提出で協議会の加入要件を満たすことにはなりませんでしょうか。	なりません。育林事業者及び素材生産事業者が協議会に加入する場合は、労確法に認定事業主か森林経営管理法に基づく意欲と能力のある林業経営体のいずれかでなければなりません。
6	こういった形式で証拠書類を提出すればよいですか。	基本的にメールによる送付（宛先：ringyo-tokuteiginou@maff.go.jp）をお願いします。書類のPDFや内容が読み取れるのであれば書類全体が入った写真を送付いただいてもかまいません。
7	郵送やFAXでの提出は認められないのでしょうか。	メールでの提出をお願いしています。どうしてもメール提出のための手段がない場合は、一度問合せください。
8	協議会へはいつ加入すればよいのでしょうか。	対象となる特定技能外国人に関する出入国在留管理庁への在留諸申請の前までに加入を終えている必要があります。
9	協議会については、入会費や年会費などは発生しますか。	協議会の入会費や年会費などは不要です。
10	協議会が開催された場合には出席する必要があるのでしょうか。	特定技能所属機関は出席する必要がありません。協議会は特定技能所属機関、林業関係団体、関係行政機関等により構成され、随時開催する協議会には基本的に林業関係団体及び関係行政機関等が出席します。
11	協議会の退会手続きはどのようなものですか。	林野庁の退会申請フォームにおいて、必要事項を記入して申請して下さい。
技能実習制度との関係について		
1	関連性が認められる職種の第2号技能実習修了者は、林業技能測定試験を受検し、合格している必要がありますか。	1 技能検定（随時3級）の実技試験を受検していない又は当該試験を受検したが合格していない場合でも（※）、技能実習中の欠勤状況や習得した技能の内容に照らし、特定技能1号で求められる技能水準及び日本語能力水準を有していると評価できる者であれば、受け入れることは可能です。 ※現行制度における技能実習生については、技能検定（随時3級）の実技試験を受検していることが必須となります。 2 具体的には、在留資格申請の際に、特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価調書を提出し、技能実習2号を良好に修了したと認められる必要があります。なお、特定技能所属機関自体が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合は、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」を受けていない場合には評価調書の提出を省略することができます。
2	関連性が認められる職種以外で第2号技能実習を修了した外国人は特定技能の林業分野の業務に従事できるのでしょうか。	林業以外の職種で第2号技能実習を修了した外国人は、林業技能測定試験に合格することが必要です。
3	第2号技能実習修了者が特定技能1号に移行する場合には、一旦帰国する必要がありますか。	1 第2号技能実習修了者の特定技能1号への移行に際して一旦帰国することは法令上の要件となっていません。他方、特定技能雇用契約において、外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることが必要となります。
4	技能実習から特定技能1号に移行する場合、最長で何年間在留することができますか。	1 第2号技能実習を修了した場合、実習した3年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。 2 第3号技能実習を修了した場合、実習した5年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。 ※ 特定技能1号の在留期間には、一時帰国が認められていますが、再入国許可又はみなし再入国許可により本邦から出国していた期間や在留期間更新許可申請の際に生じる特例期間も通算期間に算入されることとなります。他方、特定技能1号による在留を終了し単純出国をした上で帰国した場合、その期間は通算期間に参入されません。
5	第3号技能実習生が実習期間中に特定技能1号の在留資格に移行することはできますか。	1 技能実習は、技能実習計画に基づき技能等に習熟するための活動を行うものです。 2 こうした在留資格の性格上、技能実習計画に基づく活動を終了していない実習中の者については、在留資格の変更は認められません。
6	非移行対象職種で第1号技能実習を修了した外国人を特定技能で迎え入れたいのですが、どうすればいいですか。	技能実習法において、非移行対象職種で第1号技能実習を終えた者が、第2号技能実習に移行することは認められていませんので、林業技能測定試験と基礎的な日本語試験への合格が必要となります。その後、雇用契約を結んだ上で、特定技能1号での入国・在留に係る審査・手続を経ることで受入れが可能です。

7	どうすれば”技能実習2号を良好に修了”と言えるのでしょうか。	技能実習計画に従って技能実習1号とあわせて2年10月以上修了し、①技能検定3級の実技試験に合格していること、または、②特定技能外国人が技能実習を行っていた実習実施者が当該外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を良好に修了したと認められることをいいます。
その他		
1	林業の特定技能外国人を雇用したい場合、どのように人材を探せばよいでしょうか。	例えば、①海外に法人を設立している企業において、現地で育成した人材に対して採用活動を実施する、②海外との人材ネットワークを有している業界団体を通じて海外において採用活動を実施するなどが考えられます。その他、林業労働力確保支援センターやハローワーク等といった公的職業紹介機関や民間の職業紹介所を介することも可能です。なお、林野庁において人材の紹介やマッチングなどは行っておりませんので、ご了承ください。
2	民間の職業紹介所を介する場合、注意点はありますか。	日本人と同様に外国人材のあっせんを受ける場合は、職業紹介事業の許可を持つ者から受ける必要があります。なお、林業業務のうち、地拵え、植栽等の業務は、職業安定法（昭和41年法律第132号）において、建設業務と類似する作業とみなされ、有料職業紹介事業の取扱い対象外とされていることに留意が必要です。
3	育成就労制度と特定技能制度の関係はどのようなものですか。	改正法の公布後3年（令和9年6月）以内の施行に向け、現在、出入国在留管理庁及び厚生労働省を中心に詳細の検討が進められています。

[逆引き事典から探す](#)[キーワードから探す](#) [Google 提供](#)

検索

[林野庁について](#)[お知らせ](#)[政策について](#)[申請・お問い合わせ](#)[国有林野情報](#)[ホーム](#) > [分野別情報](#) > [林業における外国人材の受入れ](#) > [林業特定技能協議会](#)

林業特定技能協議会

林業特定技能協議会等決定事項

協議会決定

- 「林業特定技能協議会組織運営要領」（協議会決定第1号）(PDF: 210KB) 
- 「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領（特定技能所属機関）」（協議会決定第2号）(PDF: 153KB) 
- 「特定技能外国人の労働安全の確保」（協議会決定第3号）(PDF: 102KB) 

幹事会決定

- 「特定技能外国人を林業種育苗成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について」（幹事会決定第1号）(PDF: 101KB) 

協議会加入申請の流れ

- (ア)目的に応じて、以下の申し込みフォームから申請
(イ)事務局で内容を確認
(ウ)事務局から加入通知などの連絡

<留意事項>

- 登録支援機関は対象外です。
- 加入申請については、通常、申請日から概ね2週間程度で、ご提供いただいたメールアドレスに対して「加入通知書」を送付いたします。
- 「加入通知書」は、外国人材の受入れの際に必要なため、大切に保管してください。
- 変更申請については、「受入機関名」、「住所」、「代表者」の変更の場合、「変更通知書」を送付いたします。
- 退会申請については、「退会通知書」を送付いたします。
- 申請日から相当期間（例：2週間～1か月）を経過しても事務局から連絡がないときは、恐れ入りますが、事務局まで御連絡ください。
- 入会費や年会費等、費用はかかりません。

「林業特定技能協議会」の加入者一覧表

「林業特定技能協議会構成員資格取扱要領（特定技能所属機関）」第4条の規定に基づき、本協議会加入者の氏名を公表いたします。

- 林業特定技能協議会加入者一覧（2024.12.05時点）(PDF: 79KB) [New](#) 

協議会申し込みフォーム

加入申請

林業特定技能協議会への加入については、下記のリンクから申請ください。

- 「林業特定技能協議会」WEB申請（加入） 

変更申請

本協議会への加入後に登録事項の変更が生じた場合（代表者の変更や、認定事業主の更新等）は、下記のリンクから速やかに申請ください。

- 「林業特定技能協議会」WEB申請（変更） 

退会申請

本協議会から退会する場合（在籍する特定技能外国人がいなくなり今後の受入れ予定もない場合や、認定事業主の更新をしない場合等）は、下記のリンクから申請ください。

- 「林業特定技能協議会」WEB申請（退会） 

加入通知書の再送付

「加入通知書」の再送付を希望する場合は、下記のリンクから申請ください。

- ✦ [「林業特定技能協議会」WEB申請（再送付）](#) 

協議会開催状況

第1回林業特定技能協議会及び幹事会（令和6年10月9日）

- ✦ [第1回協議会資料\(PDF: 955KB\)](#) 
- ✦ [第1回幹事会資料\(PDF: 476KB\)](#) 
- ✦ [議事概要\(PDF: 219KB\)](#) 

お問合せ先

林政部経営課林業労働・経営対策室

担当者：林業人材育成班
ダイヤルイン：03-3502-1629

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

- ✦ [サイトマップ](#)
- ✦ [プライバシーポリシー](#)
- ✦ [リンクについて](#)
- ✦ [著作権](#)
- ✦ [免責事項](#)